

第5次

2022-2030年度

**高知市地球温暖化対策
地域推進実行計画**

事務事業編



**2022（令和4）年3月
高知市**

はじめに

地球温暖化対策については、2015（平成27）年12月に国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、先進国・途上国を含むすべての国で温室効果ガスの排出削減が進められています。また、国においても、2020（令和2）年10月に「2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、2021（令和3）年6月には「地域脱炭素ロードマップ」が示されるなど、カーボンニュートラルを軸にした取組が急速に進んでいます。

この「地域脱炭素ロードマップ」では、自治体の率先した取組が求められているとともに、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を技術革新で実現させる「みどりの食料システム戦略」や、国土・都市・地域空間におけるグリーン社会の実現に向けた分野横断的な脱炭素化等の取組を戦略的に推進する「国土交通グリーンチャレンジ」等の政策との連携が示されています。

本市は、市域の温室効果ガス排出削減に向けて、2021（令和3）年3月に「第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を改訂し、2030（令和12）年度の排出量を2013（平成25）年度比で43%の削減、2050（令和32）年には実質ゼロの目標を掲げ、「2050年ゼロカーボンシティ」の表明を行い、市域における取組を進めているところです。

しかしながら、本市の事業者としての温室効果ガス排出削減のための計画である「第4次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）」（以下「第4次計画」という。）は、温室効果ガス削減のための具体的な取組が各職員の行動目標にとどまっていることや、計画策定時において、東日本大震災の影響等により電力排出係数の見込みが立てにくい状況にあったことから、削減目標の設定に至っておりません。本市は、学校や保育園等の多くの施設を有するとともに、清掃工場や上下水道施設等のエネルギーを大量に使用する施設を有しており、市域で2番目に多くの温室効果ガスを排出する事業者（2016年時点）であるため、高い削減目標の設定と率先した取組が求められています。

これらのことを踏まえ、本市自らが一事業者として温室効果ガスの削減に向けた実効性の高い取組を設定するため、新たに「第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）」（以下「第5次計画」という。）を策定するものです。

2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標達成のために、電力排出係数の低い電力の調達等の取組に加え、清掃工場の廃棄物発電により発電した電力の有効活用や、温室効果ガス排出の大きな原因となる製品プラスチックの分別回収に向けた取組等を進めるとともに、職員一人ひとりの行動変容等が求められています。

2050（令和32）年に本市があるべき姿として目指すカーボンニュートラルに向けては、今までの延長線上ではない、さらなる取組が求められるため、第5次計画に登載する取組のみならず、地球温暖化対策に向けて、創意工夫を凝らしながら進めていきます。

目 次

第1章 背景	1
1 地球温暖化対策の国内外の動き	1
2 本市の状況	3
第2章 基本的事項	4
1 計画の目的	4
2 計画の位置付け	4
3 計画の基準年度及び期間	5
4 計画の対象範囲	5
第3章 温室効果ガス排出量の状況等	7
1 第4次計画の取組状況	7
2 第4次計画期間の主な取組と効果	9
3 本市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況	11
4 課題と今後の方向性	16
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標	17
1 温室効果ガスの削減ポテンシャル（将来見通し）	17
2 削減目標	18
第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	20
1 再生可能エネルギーの活用と導入拡大	20
2 省エネルギーの推進	22
3 その他	24
第6章 第5次計画の推進と進行管理	26
1 推進体制と役割	26
2 進行管理	28
3 実施状況の公表	28

第1章 背景

1 地球温暖化対策の国内外の動き

(1) 世界の状況

2015（平成27）年に開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして、1997（平成9）年の京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力を持つ国際的な合意文書である「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの気温上昇を2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が国際条約として掲げられました。

2018（平成30）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされており、世界各国で、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

その後、2021年（令和3年）10月に開催されたCOP26では、1.5℃に抑えることが公式文書に明記され、世界的に気候変動対策のための取組が加速されました。

図表 1-1 世界の状況

年月	主な動向	概要
2015年12月	「パリ協定」の採択	➤ 世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えることを世界共通の長期目標とした。
2018年10月	IPCC「1.5℃特別報告書」公表	➤ 長期目標達成のために、2050（令和32）年頃までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする必要がある。 ➤ 地球の平均気温は、産業革命以前の水準よりも、既に約1℃上昇し、2030年～2052年の間には、1.5℃に達する可能性が高いことが示された。
2021年8月	IPCC「第6次評価報告書」公表	➤ 気温上昇が1.5℃に達する時期が2040年に早まる可能性が非常に高く、「人間活動の影響が大気や海洋、陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」ことが示された。
2021年10月～11月	「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」開催	➤ パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、カーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて積極的な気候変動対策を締約国に求めた。

(2) 国の状況

わが国では、京都議定書の採択を受け、1998（平成10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が成立しています。その後、2016（平成28）年には、パリ協定を受け、温対法に基づく国の総合計画である「地球温暖化対策計画」が策定されました。

2020（令和2）年10月には、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言され、2021（令和3）年5月には、温対法が一部改正され、基本理念に脱炭素社会の実現が位置付けられました。

同年10月には、新たな「地球温暖化対策計画」において、2050（令和32）年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、中期目標として2030（令和12）年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標を示し、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させています。

併せて、政府の事務・事業に関する計画である「政府実行計画」を改定し、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を2013（平成25）年度比で50%削減に見直し、政府自らが太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車・LEDの導入等について率先して実行する方針を示しています。

図表 1-2 国の状況

年月	主な動向	概要
2020年10月	「2050年カーボンニュートラル宣言」	➤ 「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。
2021年5月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正	➤ 2050年カーボンニュートラルを法律上に位置付け。
2021年6月	「地域脱炭素ロードマップ」策定	➤ 2050年脱炭素社会の実現に向けた重点施策等が位置付けられた。
2021年10月	「地球温暖化対策計画」改定	➤ 国の削減目標として、「2030年度に2013年度比46%削減」の実現を掲げた。
2021年10月	「政府実行計画」改定	➤ 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの削減について、2030年度の削減目標を2013年度比50%削減とした。 ➤ 政府自らが率先して実行する方針を示した。

2 本市の状況

本市は、温対法の施行を受け、2000（平成12）年度に「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）」を策定し、これまで3次にわたる見直しを経て、2015（平成27）年度に第4次計画を策定しました。

第4次計画期間中の主な取組として、本市施設に再生可能エネルギーの導入を推進するための「高知市公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針」（以下「再エネ導入指針」という。）や、電力排出係数の低い電力を調達するための「高知市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針」（以下「電力調達方針」という。）を新たに策定するなど、事務・事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

一方で、市域の温室効果ガス排出量の削減については、国の2050年カーボンニュートラル宣言や「地球温暖化対策計画」の改定による削減目標の見直し等を受け、2020（令和2）年度に区域施策編を改訂し、市域の温室効果ガスの排出を2030（令和12）年度までに43%削減、2050（令和32）年までに実質ゼロを目指す目標を掲げました。また、2021（令和3）年5月には「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させています。

図表 1-3 本市の温室効果ガス削減のための計画と方針

年月	温室効果ガス削減のための計画と方針
2001年3月	高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）の策定
2006年3月	第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）の策定
2009年3月	高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）の策定
2012年3月	第3次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）の策定
2016年3月	第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）の策定
2016年3月	第4次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）の策定
2016年10月	高知市公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針の策定
2020年4月	高知市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の策定
2021年3月	第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）の改訂
2021年5月	2050年ゼロカーボンシティの表明

第2章 基本的事項

1 計画の目的

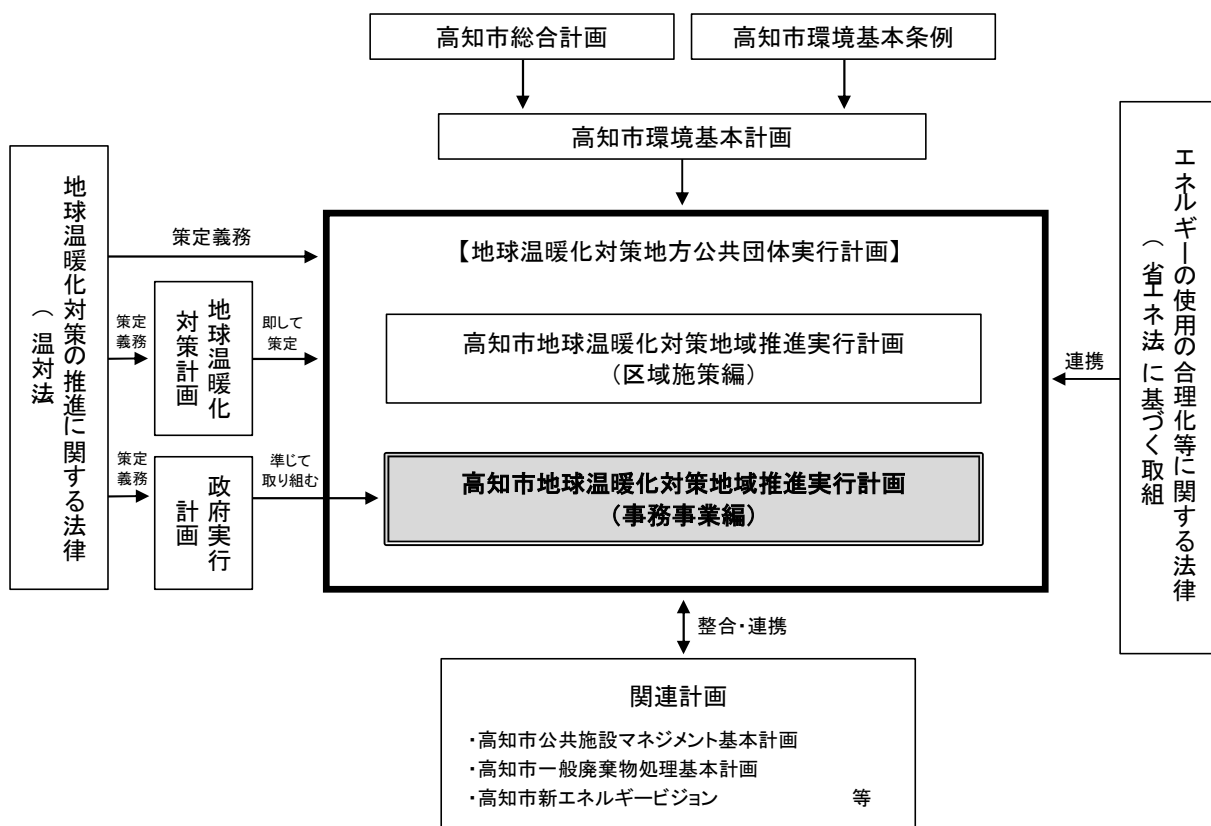
第5次計画は、温対法第21条に基づき、地方公共団体実行計画として、本市自らの事務・事業の実施に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組むための計画です。

2 計画の位置付け

第5次計画は、国の「地球温暖化対策計画」に即して策定し、計画の具体的な取組については、政府の事務・事業に関する温室効果ガスの削減計画である「政府実行計画」に準じて取り組みます。

また、第5次計画で定める温室効果ガス削減のための取組や推進体制については、公共施設の管理見通しや将来のあり方等を示す「高知市公共施設マネジメント基本計画」等の関連計画と整合・連携を図るとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）に基づくエネルギー管理業務との連携を図ります。

図表 2-1 計画の位置付け



3 計画の基準年度及び期間

第5次計画の基準年度及び目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12）年度とし、計画期間は2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。

なお、計画期間内であっても、地球温暖化対策に関する国の計画や区域施策編の改定等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。

図表 2-2 計画の期間等

基準年度	2013（平成25）年度
目標年度	2030（令和12）年度
計画の期間	2022（令和4）年度～2030（令和12）年度（9年間）

4 計画の対象範囲

(1) 対象とする温室効果ガス

第5次計画において対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定された7物質のうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の4種類とします。

なお、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、本市の事務・事業からの排出実績がないため対象外とします。

図表 2-3 温室効果ガスの種類と主な排出源

温室効果ガスの種類	主な排出源	計画の対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用	○
	燃料の使用（ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス）	
	一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却	
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行	○
	下水・し尿の処理	
	一般廃棄物の焼却	
	家畜の飼養・糞尿の処理	
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行	○
	下水・し尿の処理	
	一般廃棄物の焼却	
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	自動車用エアコンの使用等	○
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体素子等の製造等	—
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気機械器具や半導体素子等の製造等	—
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体素子等の製造等	—

(2) 対象とする施設・設備

第5次計画において対象とする施設・設備は、指定管理施設を含む本市が所有又は賃借しているすべての施設及び公用車・屋外照明を含むすべての設備とします。

ただし、本市が管理する道路照明及び公営住宅の共用部分の照明については、電力消費量が把握できないため、対象から除いています。

第3章 温室効果ガス排出量の状況等

1 第4次計画の取組状況

(1) 第4次計画の概要

第4次計画の策定時には、東日本大震災後の二酸化炭素の排出量に大きな影響を与える電力排出係数の見込みが立てにくい状況にあったことから、温室効果ガスの削減目標は設定せず、グリーン購入率、電力の消費量、自動車の燃費、コピー用紙の購入量、上水道の使用量について、2020（令和2）年度における行動目標を設定して取り組んでいました。

また、第4次計画の計画期間については、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間としていましたが、2019（令和元）年度に、新庁舎や消防署の建設、各学校へのエアコンの整備等によりエネルギー使用量に大きな変動が生じたことから、第5次計画の策定を1年間延長しています。

(2) 行動目標の達成状況

第4次計画の行動目標の達成状況は下表のとおりで、2020（令和2）年度の目標達成状況を見ると、上水道使用量以外は目標達成に至っていません。

図表 3-1 行動目標の達成状況

目標項目	2020年度 目標値	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 （直近年度）	2020年度の 目標達成状況
物品購入に占める環境配慮型 製品の割合（グリーン購入率）	95% 以上	96.7%	94.7%	95.2%	96.3%	92.3%	未達成
1㎡あたりの電力消費量 （庁舎・施設等）（kWh/㎡）	37.7 以下	41.4	40.6	40.7	39.7	40.0	未達成
自動車燃料1ℓあたりの 走行距離（燃費） （km/ℓ）	ガソリン 10.45 以上	10.21	9.88	9.98	9.51	9.83	未達成
	軽油 4.75 以上	4.59	4.41	4.54	4.61	4.64	未達成
コピー用紙購入量 （A4規格換算）（万枚）	3,702 以下	4,233	4,317	4,672	4,495	4,481	未達成
上水道使用量（㎡）	20,088 以下	20,666	18,898	19,679	19,878	13,125	達成

※ 1㎡あたりの電力消費量（庁舎・施設等）は、市長部局及び教育委員会の延床面積を原単位とする施設を対象とする。

各行動目標の推移を見ると、グリーン購入率は、おおむね目標値に近い水準で推移しており、取組が定着していると考えられます。

庁舎・施設等における1㎡あたりの電力消費量は、各年度の電力消費量が40kWh/㎡程度とほぼ横ばいで推移しており、今後、より一層の施設・設備の省エネルギー改修や職員一人ひとりの省エネルギー化につながる取組が必要です。

自動車の燃費は、毎年度ほぼ横ばいで推移していることから、既存車両による今後の燃費向上

には限界があると思われます。燃費を改善するためには、電気自動車の導入についても検討が必要です。

コピー用紙の購入量は、基準年度以上の購入量で推移していますが、2020（令和2）年10月から庁議等会議のペーパーレス化を開始し、さらに、2021（令和3）年9月から新文書管理システムの運用による電子決裁が開始されたことから、今後は削減が見込まれます。

上水道使用量は、2017（平成29）年度以降は2020（令和2）年度目標を上回る状況で推移しています。

参 考：省エネ法について

省エネ法は、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーを効率的に使用していく目的で制定された法律で、対象となるエネルギーは、電気や燃料（ガソリン、軽油、灯油、重油、液化天然ガス、都市ガス）となっています。

省エネ法においては、エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kL/年度以上の事業者を「特定事業者」として、「中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減」が求められています。また、特定事業者には、管理標準の設定が義務付けられるなど、エネルギー管理業務の実施が求められています。

本市は、省エネ法における特定事業者に指定されていますが、省エネ法の目標達成状況は未達成が多い傾向にあることから、目標達成に向けて省エネルギーの取組を更に推進していく必要があります。

また、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出源は、エネルギー（電気・燃料）の使用によるものが一定量を占めていることから、温室効果ガス排出量の削減のためには、省エネ法に基づくエネルギー管理業務と連携を図っていくことが重要です。

省エネ法目標達成状況

市長部局	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (直近年度)
前年度比5年度間平均 (%)	105.0	105.3	105.6	104.8	99.6	100.7	99.7
目標達成状況	×	×	×	×	×	×	×

教育委員会	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (直近年度)
前年度比5年度間平均 (%)	97.3	97.9	99.5	100.0	101.5	100.7	100.8
目標達成状況	○	○	×	×	×	×	×

上下水道局	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (直近年度)
前年度比5年度間平均 (%)	98.6	101.6	101.1	102.0	101.9	98.6	98.2
目標達成状況	○	×	×	×	×	○	○

※ 目標達成状況 … 前年度比5年度間平均が99%以下＝達成（○）、前年度比5年度間平均が99.1%以上＝未達成（×）

2 第4次計画期間の主な取組と効果

第4次計画期間中には、計画に掲げた取組以外に、再生可能エネルギー導入、省エネルギー推進及び電力調達において、温室効果ガス削減の取組を次のとおり実施してきました。

(1) 再生可能エネルギー導入の取組

本市は、2016（平成28）年度に再エネ導入指針を策定し、延床面積が300㎡以上の建物を新築・改築・大規模改修する際に、再生可能エネルギー設備の導入を検討し、本市施設への太陽光発電設備の導入を推進してきました。

本市が2016（平成28）年度以降に太陽光発電設備を導入した施設は10施設あり、年間約166t-CO₂の温室効果ガスの削減につながっています。

図表 3-2 太陽光発電設備の導入効果

	施設名	設備容量 (kW)	年間発電量 (kWh/年)	蓄電池設備容量 (kWh)	温室効果ガス削減効果 (t-CO ₂ /年)
1	朝倉第二小学校	30	34,164	50	-23
2	泉野小学校	10	11,388	15	-8
3	秦小学校	10	11,388	15	-8
4	春野庁舎	4	4,555	0	-3
5	横浜小学校	30	34,164	50	-16
6	針木給食センター	30	34,164	0	-18
7	長浜給食センター	30	34,164	0	-18
8	オーテピア	70	79,716	15	-41
9	市役所新庁舎	50	56,940	0	-30
10	朝倉総合市民会館	5	5,694	0	-3
合計		269	306,337	145	-166

※ 太陽光発電設備の発電量全てを自家消費した場合の温室効果ガス削減効果を試算したものの。

※ 年間発電量 (kWh) = 設備容量 (kW) × 24 (h) × 365 (日) × 設備利用率 0.13

※ 温室効果ガス削減効果 (t-CO₂) = 年間発電量 (kWh) × 設置年度の電力排出係数 (t-CO₂/kWh)

※ 端数処理により内訳が合計値と一致しない。

(2) 省エネルギーにつながる取組

本市では、省エネルギーにつながる取組として、照明のLED化と空調設備の更新を行ってきました。

2016（平成28）年度以降に行った本市施設のLED化改修は20件、空調設備更新工事は4件であり、2019（令和元）年度には、市道の道路照明を一斉LED化しています。これらにより、年間約796t-CO₂の削減につながっています。

図表 3-3 LED化と空調設備更新による効果

	事業名称	工事件数	入替台数		使用電力量 (kWh/年)			温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)		
			更新前	更新後	更新前	更新後	省エネ効果	更新前	更新後	削減効果
1	本市施設におけるLED化改修事業	20	2,599	2,602	515,938	216,465	-299,473	263	111	-152
2	本市施設における空調設備更新事業	4	4	8	217,954	220,480	2,526	145	147	1
		2	28	32	232,652	170,257	-62,395	123	90	-33
3	高知市道路照明LED化事業	1	2,747	2,747	1,518,444	359,899	-1,158,545	802	190	-612
合計					2,484,988	967,101	-1,517,887	1,333	537	-796

※ 本市施設のLED化改修20件及び空調設備更新工事件数4件については、次の①又は②の要件を満たす施設の工事を抜粋したものの。
 [① 稼働時間が一定な施設 ② 施設運営の影響を受けにくい施設]

※ 使用電力量は、施設の使用状況を考慮し算定した想定値。

※ 温室効果ガス削減効果 (t-CO₂) = 使用電力量の省エネ効果 (kWh) × 更新年度の電力排出係数 (t-CO₂/kWh)

※ 端数処理により内訳が合計値と一致しない。

なお、本市施設の空調設備更新をした4件のうち2件については、省エネルギー化を目的としな
い単なる空調更新を行ったもので温室効果ガスの削減効果は見られず、省エネルギー化を目的とし
た設備更新でなければ、使用電力量及び温室効果ガスの削減効果は薄い結果となっています。

(3) 電力排出係数の低い電力調達の実施

本市は、2020（令和2）年度に電力調達方針を策定し、本市が行う電力調達契約の競争
入札を実施する際に、「電力排出係数」等の環境評価基準を設け、基準値を満たした小売電気
事業者を入札参加者としています。これにより、「価格に環境性能を含めた総合的な競争」への転
換を図り、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの削減と再生可能エネルギーの普及を推進していま
す。

市長部局・教育委員会の高圧電力及び清掃工場の電力に係る電力調達契約について、電力
契約先別の温室効果ガス削減効果は629t-CO₂となっています。

図表 3-4 電力契約先別の温室効果ガス削減効果

契約概要	電力調達 方針の適用	契約先の 電力排出係数	買電電力量 (kWh)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		
				温室効果ガス 排出量 (A)	四国電力の場 合の温室効果 ガス排出量 (B)	温室効果ガス 削減効果 (A-B)
1 財産政策課電力契約分 (市長部局・教育委員会高圧電力需給)	○	0.378	17,470,376	6,604	7,180	-577
2 清掃工場電力契約分 (清掃工場の電力需給)	○	0.374	1,413,998	529	581	-52
合計			18,884,374	7,133	7,761	-629

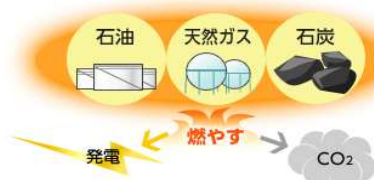
※ 買電電力量は、買電実績を使用する（財産政策課電力契約分：2021.1.1～2021.12.31、清掃工場電力契約分：2020.10.1～2021.9.30）。

※ 電力排出係数は、入札実施年度（2020年度）の小売電気事業者の調整後排出係数を使用する。

コラム

電気の使用による温室効果ガスの排出

温室効果ガスの中の多くを占める二酸化炭素は、主に化石燃料（石炭、石油、天然
ガス等）を燃焼させると発生するため、化石燃料を燃やして作られた電気を使うと温室効
果ガス排出量が多くなります。



【出典】一般財団法人 家電製品協会 省エネ
家電 de スマートライフより

電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、電気使用量（kWh）×電力排出係数
（kg-CO₂/kWh）により算出されます。

電力排出係数とは、小売電気事業者が販売している電力を発電
するためにどのくらいの温室効果ガスを排出しているかを示す数値で、
小売電気事業者の電源構成のうち、再生可能エネルギー等による
発電の電源構成の割合が大きいほど、数値が低くなります。



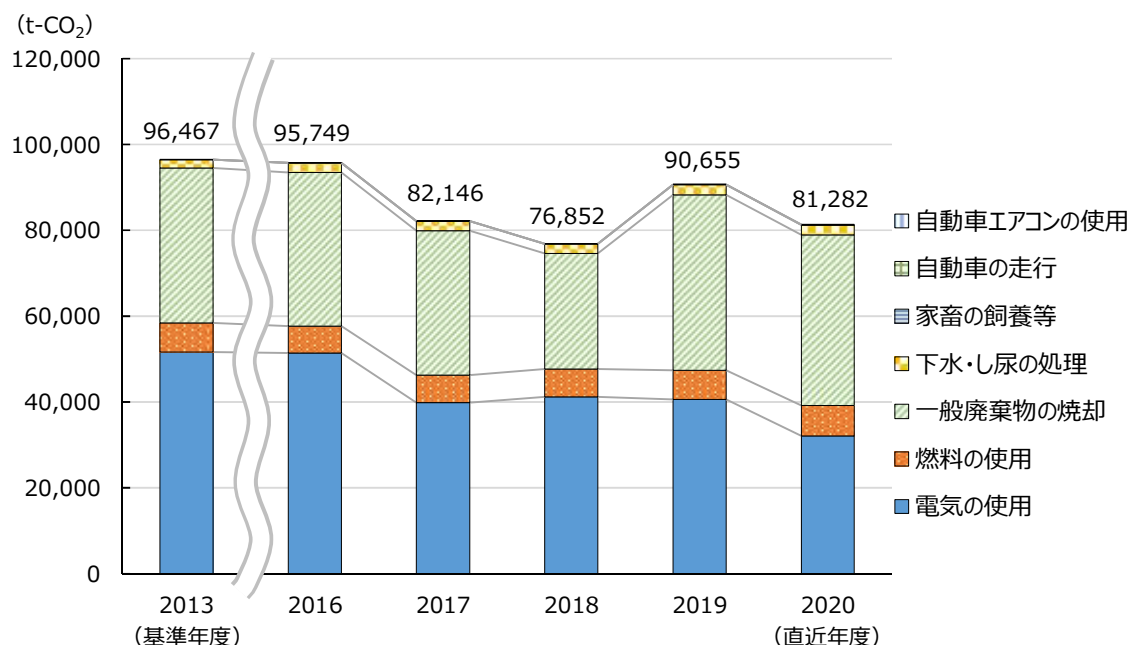
3 本市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

本市の事務・事業における温室効果ガス排出量は、基準年度である2013（平成25）年度の96,467t-CO₂と比べて、近年減少しており、2020（令和2）年度は81,282t-CO₂となっています。

温室効果ガスの排出源としては、各年度で、一般廃棄物の焼却、電気・燃料の使用が多くを占めています。

図表 3-5 温室効果ガス排出量の推移



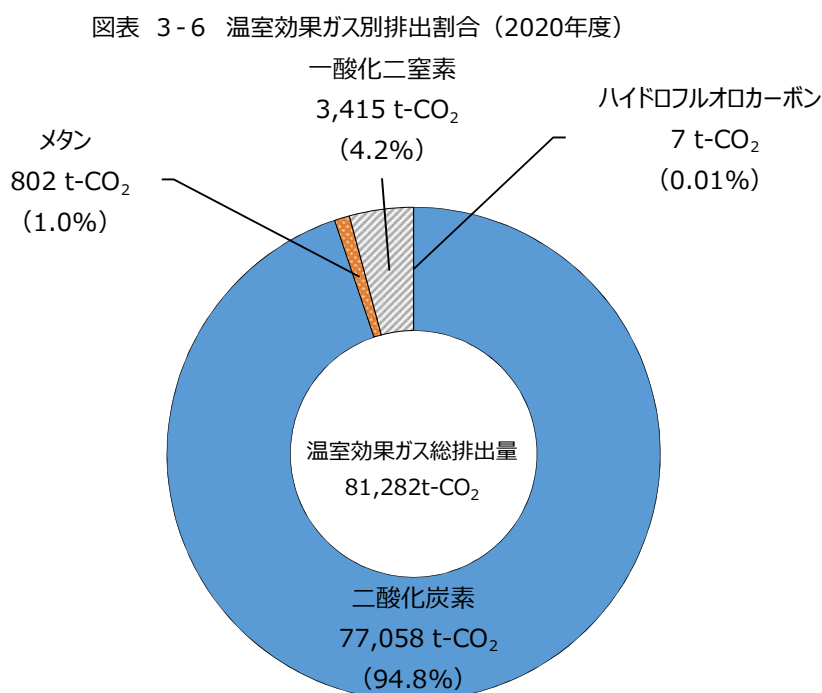
排出源	温室効果ガスの種類	2013年度 (基準年度)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (直近年度)
電気の使用	二酸化炭素 (CO ₂)	51,643	51,398	39,892	41,153	40,652	32,113
燃料の使用	二酸化炭素 (CO ₂)	6,806	6,245	6,362	6,566	6,674	7,095
一般廃棄物の焼却	二酸化炭素 (CO ₂)	34,055	33,902	31,752	25,000	39,027	37,850
	メタン (CH ₄)	2	3	3	3	3	3
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	2,007	1,912	1,951	1,898	1,913	1,856
下水・し尿の処理	メタン (CH ₄)	577	771	739	752	805	798
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,345	1,482	1,412	1,445	1,547	1,535
家畜の飼養・糞尿の処理	メタン (CH ₄)	0	0	0	0	0	0
自動車の走行	メタン (CH ₄)	1	1	1	1	1	1
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	26	26	27	27	26	25
自動車用エアコンの使用	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	5	6	6	6	7	7
合計		96,467	95,749	82,146	76,852	90,655	81,282

※ 家畜の飼養・糞尿の処理によるメタン (CH₄) 排出量は、0.5t-CO₂未満であるため、0の表示としている。

※ 端数処理により内訳が合計と一致しない。

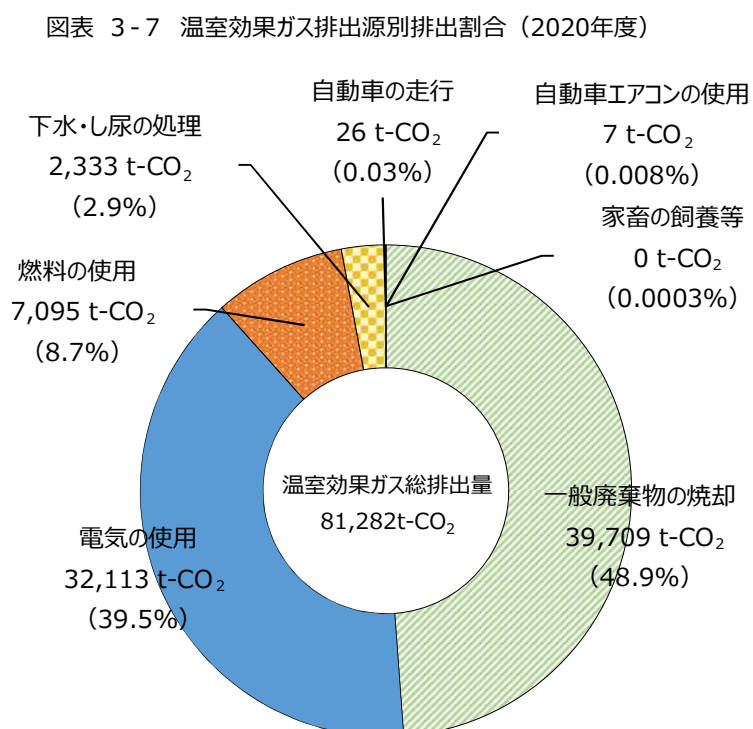
(2) 温室効果ガスの排出割合及び主な排出源

2020（令和2）年度における温室効果ガスのガス別排出割合は、二酸化炭素（CO₂）が全体の94.8%を占めています。



※ 割合については、小数点以下の位の表記が項目ごとに異なるため、合計が 100%にならない。

2020（令和2）年度における温室効果ガスの排出源別排出割合は、一般廃棄物の焼却（48.9%）が最も多く、次いで電気の使用（39.5%）、燃料の使用（8.7%）となっています。



※ 割合については、小数点以下の位の表記が項目ごとに異なるため、合計が 100%にならない。

① 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量

本市の一般廃棄物焼却量は、11万 t 程度で推移しており、基準年度である2013（平成25）年度から大きな変化は見られません。

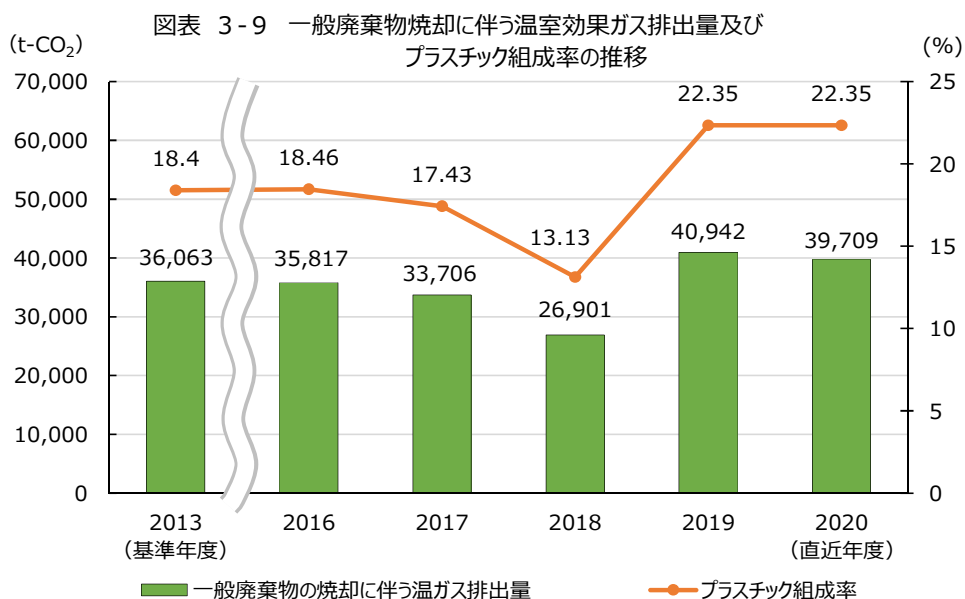


※ 一般廃棄物焼却量の内訳は、清掃工場へのごみ搬入実績を基に推計したもの。

※ 「その他」は、プラスチック製容器包装の直営収集における可燃物分、高知市菟蒲谷プラスチック減容工場の圧縮梱包における独自処理分、し尿処理施設からの搬入分を合計したもの。

これに対して、一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は、プラスチック組成率の影響を大きく受けるため、本市の一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は、プラスチック組成率と同様の傾向で推移し、2018（平成30）年度に大きく減少（26,901t-CO₂）していますが、その後増加し、2020（令和2）年度には39,709t-CO₂となっています。

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスを減らすためには、一般廃棄物の焼却量の削減の中でも、特にプラスチックごみを減らす取組を進めていく必要があります。



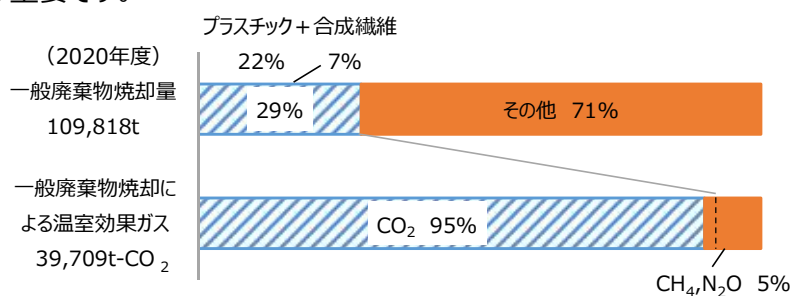
※ 2020 年度のプラスチック組成率については、新型コロナウイルス感染防止対策により、ごみ質分析を年 4 回実施できていないことから、2019 年度の数値が使用されている。

一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出とは

一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量は、バイオマス（生物体）起源のごみ（食品くずや紙くず等）の焼却によるものと、化石燃料起源のごみ（プラスチックごみ、合成繊維くず）の焼却によるものがあります。

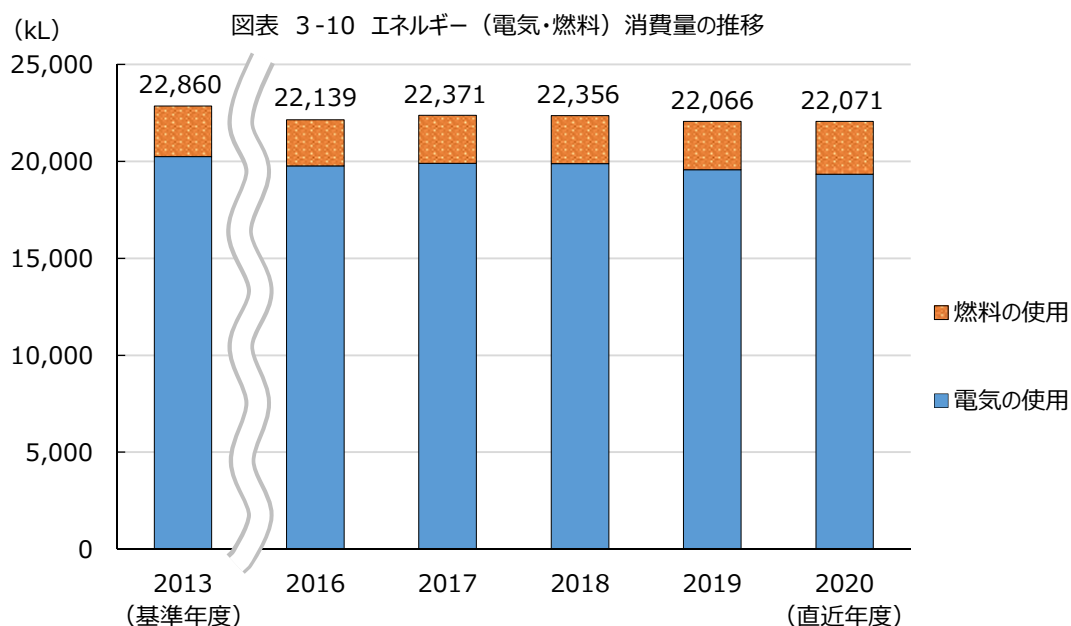
食物くずや紙くず等のバイオマス起源の廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出については、植物により大気中から吸収された二酸化炭素が再び大気中に排出されるものであるため、温室効果ガス排出量には含めないこととされています。

そのため、本市の温室効果ガス排出量を削減するためには、プラスチックごみや合成繊維くずの排出を削減することや、プラスチックの分別を行うことで、プラスチック焼却量を削減することが重要です。



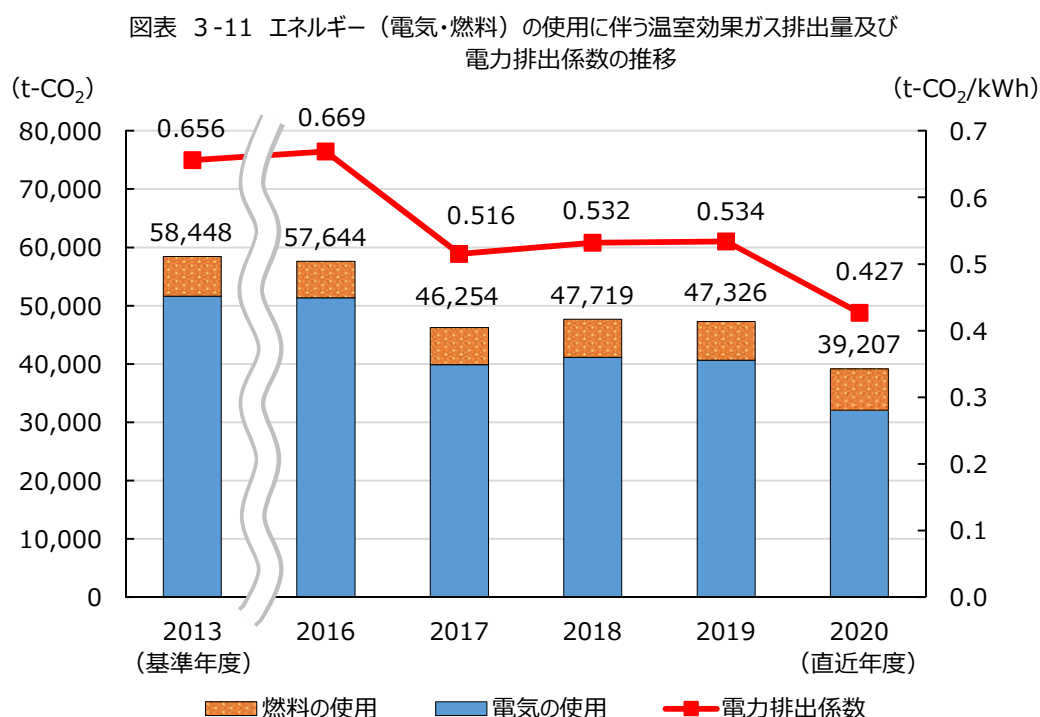
② エネルギー（電気・燃料）の使用に伴う温室効果ガス排出量

本市のエネルギー（電気・燃料）消費量は、2.2万kL程度で推移しており、基準年度である2013（平成25）年度から大きな変化は見られません。



一方で、本市のエネルギー（電気・燃料）の使用に伴う温室効果ガス排出量は、電気の使用に伴うものが大部分を占めており、電力排出係数による影響を大きく受けるため、電力排出係数の低下に合わせて、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が2017（平成29）年度に大きく減少し、2020（令和2）年度には更に減少しています。

エネルギー（電気・燃料）の使用に伴う温室効果ガス排出量を減らすためには、電力排出係数の低い電気の調達や省エネルギー化の取組を進めていく必要があります。



4 課題と今後の方向性

第5次計画の取組を設定するにあたり、「政府実行計画」の取組を参考にするとともに、第4次計画における本市の現状を踏まえて課題を抽出し、今後の方向性を下表のとおりとしました。

図表 3-12 政府実行計画及び本市の現状を踏まえた課題と今後の方向性

分類	政府実行計画の主な取組	本市の現状を踏まえた課題と今後の方向性
再生可能エネルギーの活用と拡大	■ 調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとする ■ 設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置する	■ 本市では、清掃工場のごみ焼却熱を活用し、カーボンフリーの電力を発電しているものの、その環境価値はすべて外部に流出していることから、<u>清掃工場の余剰電力を市役所内で有効利用</u>することが必要です。 ■ 本市では、「<u>再エネ導入指針</u>」に基づき、<u>新築時や大規模改築時に太陽光発電設備の導入</u>を進めているものの、既存建築物についても可能なものについては導入を検討する必要があります。 ■ 本市が調達（購入）する電力については、「<u>電力調達方針</u>」に基づき、<u>電力排出係数の低い電力の調達</u>を行っており、引き続き、当該方針を活用した電力調達を行う必要があります。
省エネルギーの推進	■ LED照明の導入割合を100%とする ■ 新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す	■ 本市には、LED未導入施設が多くあることから、<u>施設の使用状況等を考慮しながらLED化を推進</u>していく必要があります。また、<u>空調等の設備改修や施設改修についても、費用対効果を考慮しながら推進</u>する必要があります。 ■ 職員一人ひとりの省エネルギーの取組を推進するため、設備・機器の運用及び管理の方法を示す「<u>管理標準</u>」の活用や、<u>職員の省エネルギーの取組を推進</u>する取組が求められます。
その他	■ 庁舎等から排出される廃棄物の3Rを徹底しサーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する	■ ごみの焼却のうち、CO₂排出の原因となる<u>プラスチックの処理に関して、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、分別収集、再資源化等の取組を進める</u>必要があります。 ■ 本市では、温室効果ガスの排出源として清掃工場におけるごみの焼却が最も大きな割合を占めていることから、ごみ排出量削減のための取組を引き続き推進し、<u>焼却するごみ量の減少を図る</u>必要があります。
	■ 使用する公用車全体を電動車とする	■ 本市の公用車199台（特殊車両・バス・普通貨物車を除く）のうち、電気自動車は2台のみであり（2022年3月時点）、入替えの際などに<u>電気自動車の導入検討</u>が必要です。

※ ZEB Ready とは、従来の建物に必要なエネルギーを、省エネで50%以下まで削減した建物のこと。

「ZEB (Net Zero Energy Building)」とは、年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支「ゼロ」を目指した建築物のこと。次の①～④のランクが定義されている。[① ZEB（正味ゼロ又はマイナスの省エネを図った建築物） ② Nearly ZEB（正味で75%以上の省エネを図った建築物） ③ ZEB Ready（50%以上の省エネを図った建築物） ④ ZEB Oriented（30～40%以上の省エネを図った建築物）]

※ サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 温室効果ガスの削減ポテンシャル（将来見通し）

本市の現状を踏まえた課題と今後の方向性を基に、下表①から⑨を温室効果ガス削減のための具体的な取組とします。

各取組による温室効果ガスの削減ポテンシャルの合計は、2013（平成25）年度の排出量に対して削減率50.6%となります。

図表 4-1 温室効果ガス削減のための取組と削減ポテンシャル

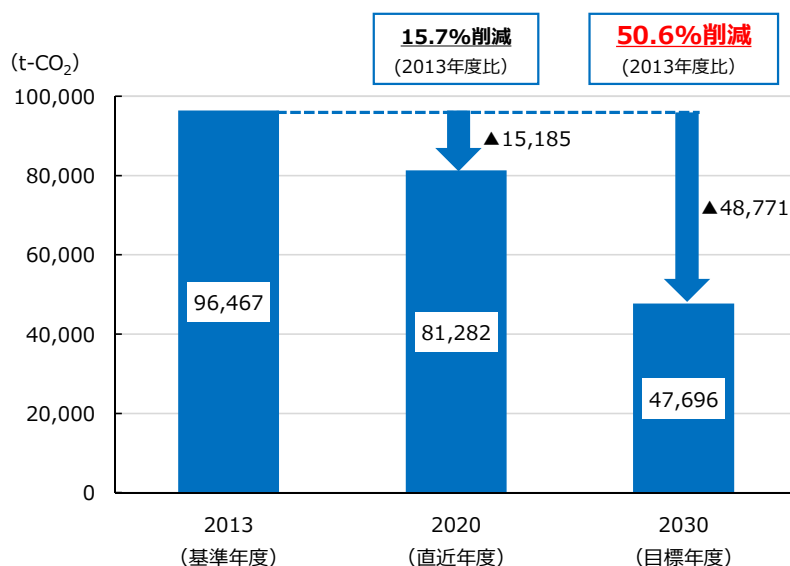
取組		削減ポテンシャル % (t-CO ₂)	概要
項目	具体的な取組		
再生可能エネルギーの活用と導入拡大	① 清掃工場余剰電力の活用	▲24.5% (▲23,616)	小売電気事業者を介して、清掃工場の余剰電力36GWhを本市施設で有効活用する。
	② 太陽光発電設備の導入	—	本市施設への太陽光発電設備の導入を検討する。
	③ 電力排出係数を考慮した電力調達	▲13.9% (▲13,360)	本市が2030年度に調達する電力について、「地球温暖化対策計画」に基づく電力排出係数である0.25kg-CO ₂ となるよう、電力排出係数の低い電力調達を行う。
省エネルギーの推進	④ 照明のLED化	▲3.6% (▲3,470)	本市施設の照明設備のLED化を進める。
	⑤ 施設・設備の省エネルギー改修	▲0.8% (▲782)	本市施設及び設備の省エネルギー改修を進める。
	⑥ 職員のCOOL CHOICE	▲2.3% (▲2,191)	空調や照明の運用改善など職員一人ひとりのCOOL CHOICEの取組を進める。
その他	⑦ プラスチック資源循環の推進	▲2.5% (▲2,451)	家庭から排出される製品プラスチックを分別回収し、プラスチックごみの焼却量を削減する。
	⑧ ごみ焼却量の削減	▲3.0% (▲2,901)	ごみの減量や分別を促進し、一般廃棄物の焼却量を削減する。
	⑨ 公用車への電気自動車の導入	—	本市の公用車について、電気自動車の導入を検討する。
合計		▲50.6% (▲48,771)	

2 削減目標

第5次計画の温室効果ガスの削減目標は、温室効果ガスの削減ポテンシャルの達成を目指すこととし、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で50.6%削減とします。

温室効果ガスの削減目標 2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成25）年度比で **50.6%削減**

図表 4-2 温室効果ガスの削減目標



図表 4-3 基準年度、直近年度及び目標年度の温室効果ガス排出量 (t-CO₂)

温室効果ガスの種類	排出源	温室効果ガス排出量		
		2013年度 (基準年度)	2020年度 (直近年度)	2030年度 (目標年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用	51,643	32,113	8,224
	燃料の使用	6,806	7,095	6,806
	一般廃棄物の焼却	34,055	37,850	28,864
メタン (CH ₄)	一般廃棄物の焼却	2	3	2
	自動車の走行	1	1	1
	下水・し尿の処理	577	798	577
	家畜の飼養・糞尿の処理	0	0	0
一酸化二窒素 (N ₂ O)	一般廃棄物の焼却	2,007	1,856	1,845
	自動車の走行	26	25	26
	下水・し尿の処理	1,345	1,535	1,345
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンの使用	5	7	5
合計		96,467	81,282	47,696

※ 端数処理により内訳が合計と一致しない。

期待される目標水準

第5次計画の温室効果ガスの削減目標を設定するにあたり、達成が期待される目標水準として、国の「地球温暖化対策計画」と市の区域施策編から算出した削減目標があります。

本市の事務・事業における排出源ごとに、国の「地球温暖化対策計画」から算出した温室効果ガスの削減目標は、2030（令和12）年度に60,910t-CO₂となり、2013（平成25）年度比で36.9%削減となります。また、本市の区域施策編から算出した温室効果ガスの削減目標は、2030（令和12）年度に54,910t-CO₂となり、2013（平成25）年度比で43.1%削減となります。

第5次計画で設定した温室効果ガスの削減目標である2013（平成25）年度比50.6%削減は、これらの削減目標を上回るものとなります。

国の地球温暖化対策計画から算出した削減目標

地球温暖化対策計画の削減目標（2030）			②を市の事務・事業 に反映した場合の 削減目標
① 全体	② 事務事業編に係る部門		
	業務その他部門	廃棄物等	
46%	51%	15%	36.9%

本市の区域施策編から算出した削減目標

市の区域施策編の削減目標（2030）			②を市の事務・事業 に反映した場合の 削減目標
① 全体	② 事務事業編に係る部門		
	業務その他部門	廃棄物等	
43%	59%	19%	43.1%

第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

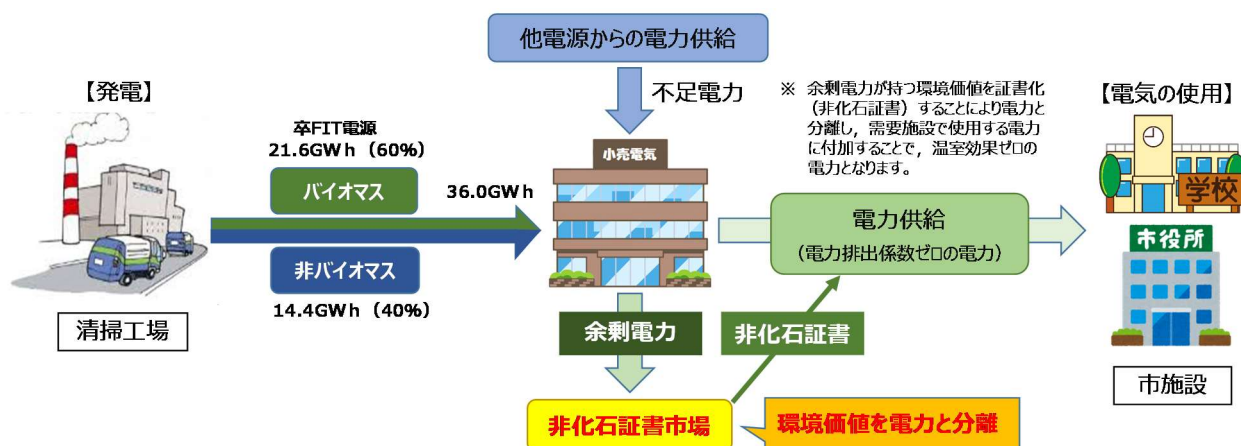
1 再生可能エネルギーの活用と導入拡大

(1) 清掃工場余剰電力の活用

清掃工場のごみ焼却に伴う熱の有効活用による発電（廃棄物発電）により生み出した電力は、温室効果ガス排出量がゼロの環境価値が高い電力となります。現在、清掃工場で発電した電力は、一部を清掃工場の運営に利用し、余剰電力については、電力会社に売電していることから、環境価値が外部に流出しています。

そのため、清掃工場の余剰電力を小売電気事業者を介して本市施設に間接供給し、電気の使用に伴う温室効果ガスの排出が実質ゼロとなる施設を多数創り出し、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの大幅な削減を図ります。

この取組は、第5次計画の温室効果ガスの削減目標達成のために不可欠であり、再生可能エネルギーの地産地消にもつながることから、重点プロジェクトとして位置付けます。



取組事項

清掃工場の余剰電力全量（36GWh）を、小売電気事業者を介して本市施設に間接供給する。

※ 36GWhは、過去の実績を踏まえた2023（令和5）年度以降の余剰電力量の想定値。

温室効果ガス削減量の目安

目標年度における排出量を2013（平成25）年度比で
23,616t-CO₂（24.5%）削減

廃棄物発電の位置付け

廃棄物発電により生み出した電力は、食物くず（生ごみ）や紙くず等のバイオマス（生物体）起源の廃棄物の焼却に伴うバイオマス電源分と、化石燃料由来のごみ（プラスチック、合成繊維）の焼却に伴う非バイオマス電源分とに分けられます。

バイオマス電源は、再生可能エネルギーのひとつであり、太陽光発電や風力発電と比べて安定した電力を供給できることから、地域の自立・分散型電源としての役割も期待されます。

清掃工場では、廃棄物発電のうち約60%がバイオマス電源分として位置付けられています。

(2) 太陽光発電設備の導入

本市は、再エネ導入指針に基づき、延床面積が300㎡以上の建物を新築・改築・大規模改修する際には、再生可能エネルギー設備の導入を検討し、本市施設への太陽光発電設備の導入を推進しています。

今後は、既存の施設についても太陽光発電設備の導入が求められることから、設置可能な施設を抽出するため、施設の構造や築年数、耐震性、防水加工の状況、屋根の面積、屋根の用途等の効果的な調査方法を検討し、費用対効果を考慮しつつ設置可能な施設への太陽光発電設備の導入を検討します。

取組事項

再エネ導入指針に基づき、新築・改築・大規模改修する際に本市施設への太陽光発電設備の導入を推進する。

既存施設については、太陽光発電設備の設置可能性調査を必要とするため、調査費用も含めた費用対効果を考慮しつつ、導入を検討する。

温室効果ガス削減量の目安

本市施設については、2030（令和12）年度までに新築・改築・大規模改修を予定しているものはない（2022年3月時点）。既存施設については、設置可能な施設を把握するための調査等を経て、温室効果ガス削減量の目安を設定する。

(3) 電力排出係数を考慮した電力調達

電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、小売電気事業者の電力排出係数に大きく影響を受けます。

国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度において電力排出係数が0.25kg-CO₂/kWhに低減することを見込むとされており、本市においても電力調達方針を見直しながら、電力排出係数が低く、再生可能エネルギー導入比率の高い電力調達を推進します。

取組事項

電力調達方針に基づき、電力排出係数の低い電力調達を行う。

温室効果ガス削減量の目安

目標年度における排出量を2013（平成25）年度比で
13,360t-CO₂（13.9%）削減

2 省エネルギーの推進

(1) 照明のLED化

本市施設における電気の使用は、照明によるものが最も多くの割合を占めています（参考：第5次計画策定に係る省エネルギー診断によると、たかじょう庁舎約41%、高知商業高校約45%）。

一般的な蛍光灯からLED照明に切り替えた場合には、約50%の省エネ効果が見込め、また、LED照明は、約40,000時間（蛍光灯は約6,000時間）の寿命であるため、一度LED化すると省エネ効果が長期に渡って得られるとともに、玉替えに係るコストや労力が不要となるなどのメリットもあります。

本市においては、現時点ですべての照明をLED化した施設は少なく、照明のLED化による温室効果ガスの削減効果は大きいと考えられますが、照明の種類や数量、点灯時間等の実態を把握できていません。

このため、本市施設における照明の実態を把握するとともに効果的なLED化の手法を検討し、照明のLED化を推進します。

取組事項

LED照明の未導入施設について調査を行い、導入可能な施設について照明のLED化を行う。

温室効果ガス削減量の目安

目標年度における排出量を2013（平成25）年度比で
3,470t-CO₂（3.6%）削減

(2) 施設・設備の省エネルギー改修

本市施設における電気の使用は、空調の使用によるものが一定の割合を占めています（参考：第5次計画策定に係る省エネルギー診断によると、たかじょう庁舎約27%、高知商業高校約19%）。

このため、高効率な空調設備を導入するなどの対策を実施することで、温室効果ガスの削減効果が見込めます。本市施設を改修する際には、施設の利用状況や空調設備の消費電力等を調査し、費用対効果や社会的要求水準を考慮した上で、高効率な空調設備の導入や適正な設備容量への見直し（ダウンサイジング等）、断熱性能の向上等を検討します。

本市においては、2030（令和12）年度までに新築や大規模改修を予定している施設はありませんが（2022年3月時点）、新築や大規模改修を行う際には、費用対効果を考慮し、ZEB化についても検討します。

取組事項

費用対効果を考慮し、施設・設備（LED照明を除く）の省エネルギー化を検討する。

温室効果ガス削減量の目安

目標年度における排出量を2013（平成25）年度比で
782t-CO₂（0.8%）削減

(3) 職員のCOOL CHOICE

本市は、2016（平成28）年にCOOL CHOICE宣言を行い、市民や事業者に対して脱炭素社会づくりに貢献する省エネ型のライフスタイルの選択や、サービスの利用などを促進しています。

本市も一事業者として、職員一人ひとりが空調や照明の運用改善等に取り組み、COOL CHOICEを推進することが重要です。

このため、「高知市有施設包括的エネルギー管理標準」（以下「エネルギー管理標準」という。）を作成し、施設・設備の適切な管理方法やエネルギー使用設備の使用方法等について定めます。

また、「エネルギー管理標準」と整合のとれたものにするために、既存の「職場における取組チェックシート」や「職場かんきょう報告シート」の見直しを図り、職員の取組やエネルギーの使用状況を見える化し、職員のCOOL CHOICEを推進します。

取組事項

「エネルギー管理標準」の作成と、「職場かんきょう報告シート」及び「職場における取組チェックシート」の見直しを行い、職員のCOOL CHOICEを推進する。

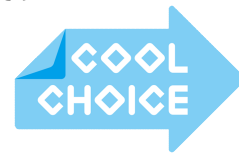
温室効果ガス削減量の目安

目標年度における排出量を2013（平成25）年度比で
2,191t-CO₂（2.3%）削減

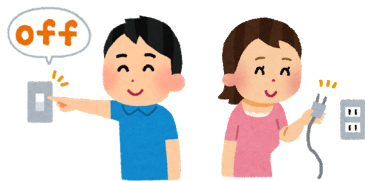
COOL CHOICE

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が必要です。

「COOL CHOICE」（クールチョイス）は、温室効果ガスの排出削減のために、省エネ・脱炭素型の製品への買換、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。



職員が行うべきCOOL CHOICEとしては、照明の部分消灯や階段の利用、エコドライブの実践、コピー用紙の節約などがあります。



第5次計画における「職員のCOOL CHOICE」では、職員に求められるこのような取組を分かりやすく示します。また、職員の取組の実践状況やエネルギー使用状況を職場ごとに集計・分析し、結果をフィードバックすることで、取組の推進や見直しにつなげます。

3 その他

(1) プラスチック資源循環の推進

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は、プラスチックの焼却に伴うものが最も多くを占めているため、プラスチックごみの焼却量を削減することが重要です。

本市では、家庭から排出されるプラスチックごみのうち、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）は、可燃ごみとして焼却処分しています。

2022（令和4）年4月から施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）では、家庭から排出される製品プラスチックのリサイクルが求められており、本市における分別・収集の仕組みを検討します。

取組事項

プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックを分別・収集できる仕組みを検討する。

温室効果ガス削減量の目安

目標年度における排出量を2013（平成25）年度比で
2,451t-CO₂（2.5%）削減

(2) ごみ焼却量の削減

本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスは、一般廃棄物の焼却によるものが最も多くの割合を占めており、一般廃棄物の焼却量の削減が重要となります。

本市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「高知市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、計画的な一般廃棄物の処理を推進しています。

一般廃棄物の焼却量を削減するため、「高知市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの排出量の削減や、ごみの再資源化率向上のため、市民（職員を含む）や事業者に対する普及啓発等の取組を推進します。

取組事項

市民（職員を含む）や事業者に対する普及啓発等の取組を進め、ごみの減量や分別を促進する。

温室効果ガス削減量の目安

目標年度における排出量を2013（平成25）年度比で
2,901t-CO₂（3.0%）削減

(3) 公用車への電気自動車の導入

電気自動車は、電力排出係数の低い電力で給電することができれば、温室効果ガスの削減効果が一定量見込めるとともに、災害時には蓄電池としての活用も期待できます。

本市が所有する電気自動車は、公用車199台（特殊車両・バス・普通貨物車を除く）のうち、2台のみとなっています（2022年3月時点）。

今後、公用車を入れ替える際には、費用対効果等を考慮しつつ、電気自動車の導入を検討します。

取組事項

費用対効果等を考慮しつつ、電気自動車の新規導入を検討する。

温室効果ガス削減量の目安

電気自動車の導入による温室効果ガスの削減効果や導入コストを考慮し、導入方針の検討を経て、温室効果ガス削減量の目安を設定する。

第6章 第5次計画の推進と進行管理

1 推進体制と役割

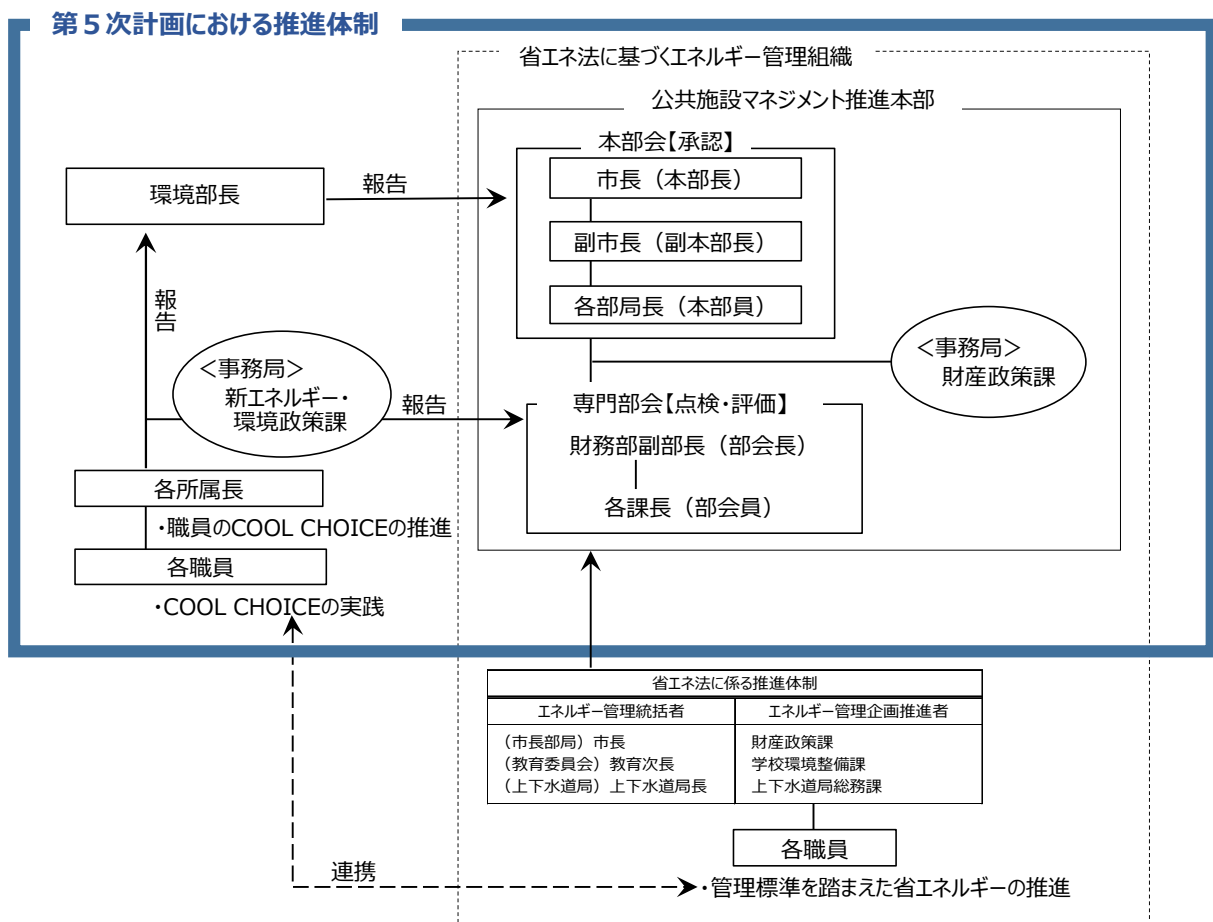
(1) 推進体制

本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスは、一般廃棄物の焼却によるものを除くと、ほとんどがエネルギー（電気・燃料）の使用を排出源とするものであることから、第5次計画の推進体制は、省エネ法に基づく庁内の取組の推進体制と連携することが有効です。

本市は、2016（平成28）年度に「公共施設マネジメント推進本部」を設置し、エネルギー管理業務について報告・管理しています。

第5次計画の進捗管理についても、温室効果ガス排出量や各取組の進捗状況を「公共施設マネジメント推進本部」で点検・評価し、承認する体制とします。

図表 6-1 推進体制



(2) 役割・担当者

第5次計画における役割・担当者について、環境部長は、第5次計画の取組状況を把握した上で、公共施設マネジメント推進本部に報告します。

各所属長は、職員のCOOL CHOICEを推進するとともに、取組実績等を事務局（新エネルギー・環境政策課）に報告します。

事務局は、温室効果ガス排出量や第5次計画の取組状況を取りまとめ、公共施設マネジメント推進本部（専門部会）に報告します。また、専門部会で点検・評価した結果を取りまとめ、環境部長に報告します。

図表 6-2 役割・担当者

担当者	役割
環境部長	・第5次計画の取組状況を把握し、公共施設マネジメント推進本部（本部会）に報告する。
各所属長	・職員のCOOL CHOICEを推進し、取組状況を確認する。 ・取組実績等を事務局に報告する。
事務局 （新エネルギー・ 環境政策課）	・第5次計画の推進事務局を担う。 ・温室効果ガス排出量や取組実績等を取りまとめ、公共施設マネジメント推進本部（専門部会）に報告する。 ・専門部会で点検・評価した結果を取りまとめ、環境部長に報告する。

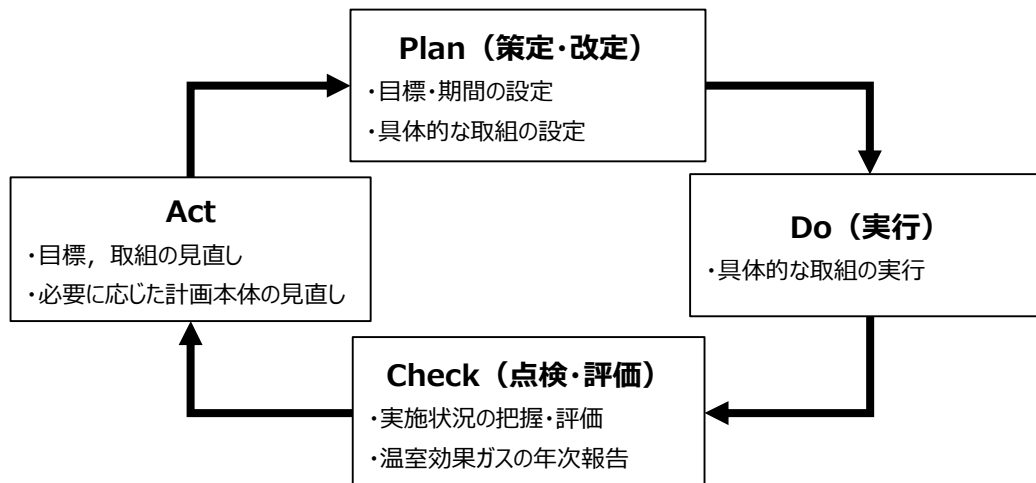
参 考：省エネ法における役割・担当者

担当名	担当者	役割
エネルギー管理統括者	市長 教育次長 上下水道局長	・事業者が行う事業の実施を統括する者。 ・エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等の業務を統括管理する。
エネルギー管理企画推進者	財産政策課 学校環境整備課 上下水道局総務課	・エネルギー管理講習者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者。 ・エネルギー管理統括者を補佐する。

2 進行管理

第5次計画の目標達成を確実なものとするため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

図表 6-3 PDCAサイクル



3 実施状況の公表

第5次計画の実施状況については、「高知市環境白書」で温対法第21条第10項に基づく公表を行います。

また、職員向けに実施状況等を分かりやすく情報提供していきます。

【温対法第21条第10項】

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）

2022（令和4）年3月

発行：高知市

編集：高知市環境部 新エネルギー・環境政策課

高知市本町5丁目1-45

TEL：088-823-9209

FAX：088-823-9553

E-mail：kc-180500@city.kochi.lg.jp
